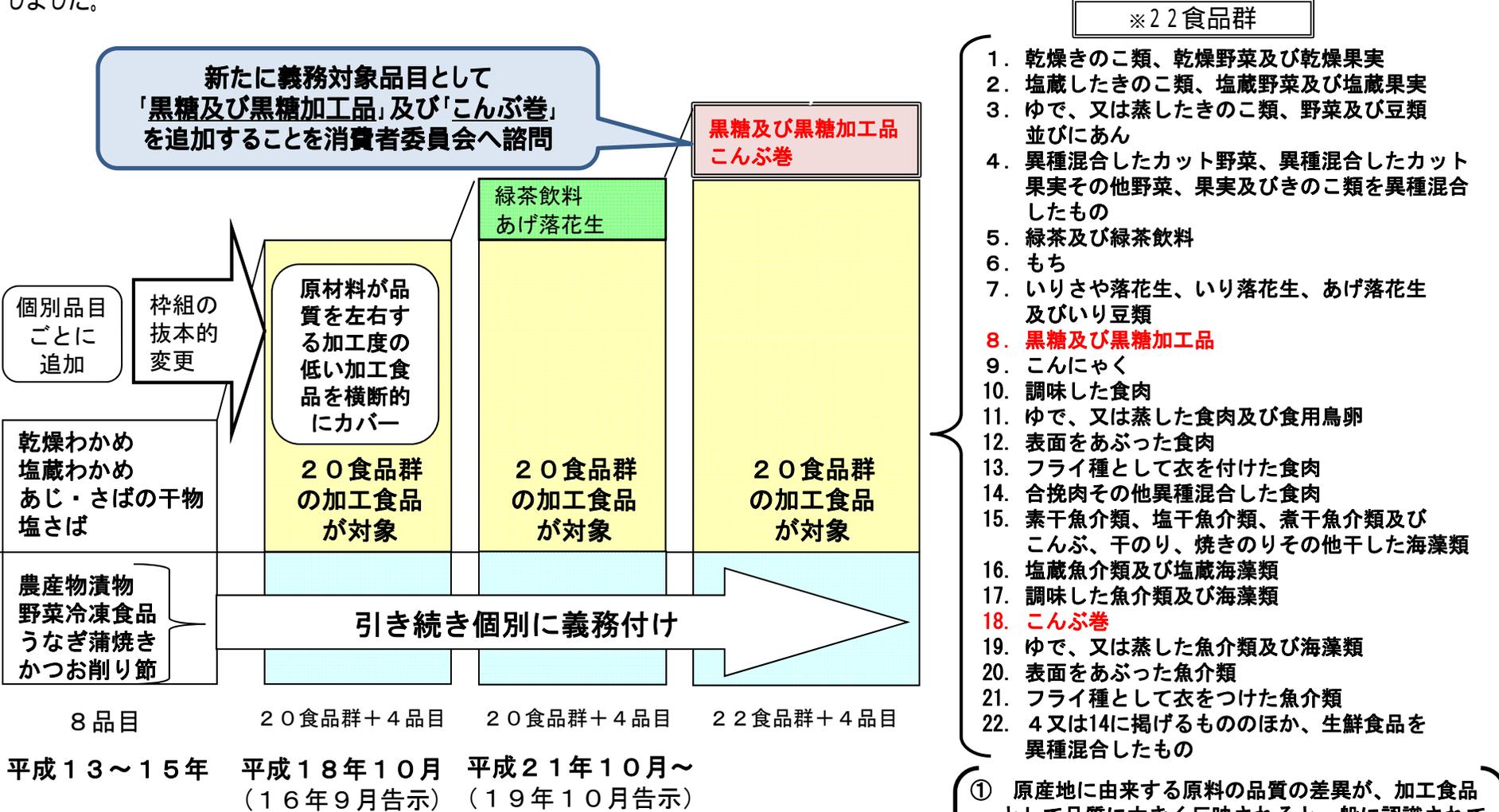


加工食品品質表示基準の一部改正の概要(原料原産地表示の拡大)

平成22年3月に消費者庁が開催した原料原産地表示に関する意見交換会及びそれに伴う意見の募集において、原料原産地表示の義務対象品目について多数の要望が寄せられました。

消費者庁としては、これらのうち要望の多かった昆布巻、黒糖、果実飲料、かつお削りぶし及び食用植物油について流通実態を調査し過去の義務対象品目の選定基準と照らし合わせ検討した結果、黒糖及び昆布巻については、原料原産地表示の義務対象品目として追加することが適当と判断し、今回、加工食品品質表示基準別表2に、「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を追加することについて諮問することとしました。



※22食品群については、日本標準商品分類(総務省)の分類に基づき制定

(第5回 消費者委員会食品表示部会 資料3より)

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品に表示を義務付け